

大野市への移住を応援します！

U I ターン移住就職等支援事業（全国型）



県外から大野市内に移住し、県内で正規雇用での就業または起業された人、テレワーク就業する人を対象に、移住支援金を支給します。



申請は

2月末日まで

■支給額

▼市内に居住し、**市内**で就業または起業した人

対象者	支給額	加算額
単身者 (最大30万円)	15万円	引越し費用2分の1以内（上限5万円）
		人材確保企業に就業した場合 10万円
2人以上の世帯 (最大35万円)	20万円	引越し費用の2分の1以内（上限5万円）
		人材確保企業に就業した場合 10万円
子育て世帯 最大 130万円	20万円	引越し費用の2分の1以内（上限10万円）
		人材確保企業に就業した場合 10万円
		18歳未満の子一人につき 30万円 (上限90万円)

▼市内に居住し、**市外**で就業または起業した人、テレワーク就業者

対象者	支給額	加算額
単身者	5万円	—
2人以上の世帯	10万円	—
子育て世帯 最大 60万円	10万円	引越し費用の2分の1以内（上限5万円）
		18歳未満の子一人につき15万円（上限45万円）

■支給対象者（次の全てに該当する人または世帯）

- ①転入する直前の住所が3年以上県外にあり、転入後、3カ月以上15ヵ月以内の人
- ②県内民間企業に正規雇用で就業または起業し、連続して3カ月以上在職する人

※新卒者や転勤者は除きます



詳しくはこちら

大野市地域文化課（市役所2階24番窓口）

〒912-8666 大野市天神町1番1号 電話:0779(64)4834

メールアドレス:chiiki@city.fukui-ono.lg.jp

■注意事項（返還について）

全額返還…支給日から1年以内の市外への転出、虚偽の申請等をした場合

半額返還…支給日から3年以内の市外への転出

■補助要件

要件の項目		要件の内容
移住等の要件		①住民票を大野市へ移す直前の住所が、連続して3年以上福井県外にあること ②移住支援金の申請日から3年以上、継続して本市に居住する意思があること ※世帯の場合は、対象者を含む2人以上の世帯員が移住元及び申請時において、同一世帯に属していること
就職等の要件	就職	①週20時間以上の正規雇用を契約し、申請時に連続して3月以上在職すること ②当該事業所に、支援金の申請日から1年以上、継続して勤務する意思を有している者 ※※次に掲げる事項に該当する場合は対象外※※ ・大野市への転入が転勤、出向、出張、研修等による一時的な勤務地の変更である場合 ・新規卒業者である場合、官公庁、公立学校の職員となる場合 ・3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人（小規模事業者を除く）へ就業する場合
	起業	起業実態のわかる証明が取得できること （個人事業主を事業継承し、新たに開業する者も対象）
	テレワーク	市外企業に正規雇用されている者が、当該企業における1か月の勤務時間のうち過半以上を当該企業に出勤しないで勤務すること

■申請書類

提出書類		様式
全員が提出しなければならない書類	移住就職等支援金（全国型）交付申請書	様式1
	誓約書	様式1の2
	写真付き身分証明書の写し （提示により本人確認できる書類）	
	移住者の本籍が本市である場合はその者の戸籍の附票、移住者の本籍が本市でない場合は移住者全員分の移住元の住民票除票	
	移住者全員分の移住後の住民票謄本 （大野市での在住地を確認できる書類）	
就職またはテレワークする人	就業先企業等の就業証明書（雇用形態を確認できる書類） ※親族が経営する小規模企業者等の場合は、就業先が要件を満たすことがわかる書類（青色申告書の写し、家族経営協定書の写し等）	様式2
市内の企業に就職または起業した人	引越し経費が分かる領収書の写し ※引越業者または運送業者へ支払った実費が対象	
起業の場合	・福井県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し ・起業実態がわかる書類（登記事項証明書、開業届等）	